# 第3章 地球温暖化対策の推進

### 第1節 地球温暖化防止を巡る情勢

### 1 国際社会の動き

1980 年代以降、地球の気候に関する科学的検討が進められるとともに、気候変動に関する国際条約策定への気運が高まったことを受け、1992 年(平成4年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(通称「地球サミット」)において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする「気候変動枠組条約」が採択された。

気候変動枠組条約の採択後、長期的視点に基づく地球温暖化対策への気運が高まる中、1997年(平成9年)に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3。通称:地球温暖化防止京都会議)において、先進諸国の温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書が採択され、2005年(平成17年)2月の発効に至った。

更に 2015 年(平成 27 年) フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約 国会議(COP21)において、2020年以降の地球温暖化対策として、途上国を含むすべ ての国が参加する新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、2016年(平成 28 年) 11 月の発効に至った。

## 「パリ協定」について

2015 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)において、京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。

パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2 $\mathbb{C}$ より十分低く保つとともに、 $1.5\mathbb{C}$ に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等を目指すことが規定され、すべての国に削減目標の提出・更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の歴史的な転換点の一つとなり、新たな出発点となった。

なお、このパリ協定は、世界全体の温室効果ガス排出量の 55%以上に相当する締約国 55 か 国の批准が発効要件となっているが、2016 年 11 月にこの要件を満たし発効に至った。

## 京都議定書とパリ協定の比較

京都議定書	項目	パリ協定
・条約の究極目標(人為的起源の温室 効果ガス排出を抑制し、大気中の濃 度を安定化)を念頭に置く	全体の目標	・産業革命からの気温上昇を2℃よりも十分下方に抑えることを世界全体の長期目標としつつ、1.5℃に抑える努力を追及・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成するよう、世界の排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減
<ul> <li>・附属書 I 国 (先進国)全体で 2008 ~2012年の5年間に 1990年比5% 削減させることを目標として設定</li> <li>・附属書 I 国 (先進国)に対して法的 拘束力のある排出削減目標を義務付 け(日本6%減、米国7%減、EU 8%減など)</li> </ul>	削減目標の設定	・全ての国に各国が決定する削減目標の作成・維持・国内対策を義務付け ・5年ごとに削減目標を提出・更新
・条約において、温室効果ガス排出量等に関する報告(インベントリ、国別報告書)の義務付けがあり、京都議定書で必要な補足情報もこれらに含める	削減の評価方法	・全ての国が共通かつ柔軟な方法で 削減目標の達成等を報告すること を義務付け。専門家レビュー・多 国間検討を実施。協定全体の進捗 を評価するため、5年ごとに実施 状況を確認
・なし	適応	・適応の長期目標の設定、各国適応 計画プロセスや行動の実施、適応 報告書の提出と定期的更新
・附属書Ⅱ国に対して非附属書Ⅰ国へ の資金支援を義務付け(条約上の規 定)	途上国支援	・先進国は資金を提供する義務を負 う一方、先進国以外の締約国にも 自主的な資金の提供を奨励
・京都メカニズム(先進国による途上国プロジェクトの支援を通じたクレジットの活用、先進国同士による共同実施、国際排出量取引)を通じて、市場を活用した排出削減対策を促進	市場メカニズム	・我が国提案の二国間オフセット・ クレジット制度 (JCM) も含めた 市場メカニズムを削減目標の達成に 活用することも可能に

資料:平成28年版環境白書(環境省)

### 【これまでの経過】

1 これしよ しり 性週	
1992年	リオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットにおいて、気候変動枠組
(平成4年)	条約が採択され、世界155カ国が条約に署名。
1995年	気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)が開催され、温室効果ガ
(平成7年)	ス削減目標を伴う議定書策定への気運が高まる。
1997年	「気候変動枠組条約第3回締約国会議(通称 地球温暖化防止京都会議:
(平成9年)	COP3)」で、日本を含む先進主要国の具体的で、かつ、法的拘束力の
	ある温室効果ガス削減目標を取り決めた「京都議定書」を採択。
2005年	「京都議定書」が発効し、日本は1990年(平成2年)の温室効果ガス排出
(平成17年)	レベルに対し、マイナス6%の削減義務を負うこととなる。また、気候変
	動枠組条約第11回締約国会議(COP11)において、「マラケシュ合意」
	が正式に採択。
2006年	気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)開催。京都議定書の第一
(平成18年)	約束期間後の将来枠組みに関する議論が行われた。
2007年	第一約束期間後の2013年(平成25年)以降の枠組として、温室効果ガス排
(平成19年)	出削減に関するグローバルな長期目標の検討や、先進国・途上国による計
	測・報告・検証可能な手法での緩和の行動等について、2009年(平成21
	年)までに合意を得て採択することで合意を得た。
2009年	気候変動枠組条約第15回締約国会議 (СОР15) 開催。先進国と途上国と
(平成21年)	の間の意見調整が難航したことから、「コペンハーゲン合意」の正式採択
	は見送られ、同合意に「留意する」との決定を行い閉幕した。
2010年	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)開催。「ポスト京都議定
(平成22年)	書」の早期採択を目指すことなどを盛り込んだ「カンクン合意」を採択。
2011年	気候変動枠組条約第17回締約国会議(СОР17)開催。米国・中国を含ん
(平成23年)	だ新たな法的枠組を2020年から開始するとした工程表を採択し、「京都議
	定書」は2013年以降も継続することで合意を得た。(ダーバン合意)
2012年	京都議定書の第2約束期間を2013年(平成25年)から2020年(平成32年)
(平成24年)	までの8年間とすることなど(ドーハ合意)を採択。
2015年	気候変動枠組条約21回締約国会議(COP21)開催。2020年以降の地球温
(平成27年)	暖化対策として、途上国を含むすべての国が参加する新たな国際枠組み
	「パリ協定」を採択。
2016年	世界の温室効果ガス排出量の55%を占める55か国による締結という発効要
(平成28年)	件を満たし、2016年11月4日に発効。日本は、同年11月8日に同協定の寄託
	者である国連事務総長に受諾書を受託した。
2017年	2017年8月現在、気候変動枠組条約締結国の159の国・地域がパリ協定を
(平成29年)	締結。

#### 2 日本国内の動き

地球温暖化防止に対する国際的な動向を受けて、我が国では、1998 年(平成 10 年) 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 107 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)が公布され、1999 年(平成 11 年) 4 月に施行された。

また、2005 年(平成 17 年)の京都議定書発効を受け、政府は、京都議定書で日本に課せられた温室効果ガス削減目標(1990 年比6%削減)の達成に向けた計画として「京都議定書目標達成計画」を策定するとともに、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半減するという長期目標の下、低炭素社会の実現に向けた具体的な施策についてまとめた「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、計画の中で我が国の温室効果ガス削減長期目標として、2050 年までに 60~80%削減することを掲げるとともに、2012 年(平成 24 年)4月策定の「環境基本計画」において、長期的な目標として 2050 年まで

に80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととした。

また、我が国は、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) に向けて、平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」の中で、我が国の温室効果ガス排出量の中期削減目標については、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を 2030 年度 (平成 42 年度) に 2013 年度 (平成 25 年度) 比マイナス 26.0% (2005 年度 (平成 17 年度) 比マイナス 25.4%) の水準とすることとしている。この削減目標は、平成 28 年 5 月に閣議決定した地球温暖化対策計画にも明記された。

1998年	京都議定書の採択(1997年(平成9年))を受け、地球温暖化対策に取り
(平成10年)	組むための枠組みとして、地球温暖化対策推進法を制定。(1999年(平成
	11年) 施行)
2005年	京都議定書の発効を受け、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定。(京
(平成17年)	都議定書で定められた基準年比6%削減の目標達成に向けた基本的な方針
, , , , , ,	が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する具体的な
	対策・施策を示す。)
2008年	京都議定書目標達成計画を全部改定。(「集約型・低炭素型都市構造の実
(平成20年)	現 等の追加対策を盛り込む。)
(   /3/2/20   /	地球温暖化対策推進法の改正。(排出抑制等の指針の策定や、地方公共団
	体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大
	件夫行計画の拡九、価重効米ガス折山重昇足・報古・公衣間及の対象拡入   等。)
	低炭素社会づくり行動計画を閣議決定。(2050年までに60~80%の排出量
22225	制減を目指す。)
2009年	国連気候変動サミットにおいて、「すべての主要国の参加による意欲的な
(平成21年)	目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%
	削減する」ことを明言。
2010年	COP15でまとめられた「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明
(平成22年)	し、2020年の排出削減目標として、「1990年比25%削減、ただし、すべて
	の主要国による公平かつ実効性のある国際枠組の構築及び意欲的な目標の
	合意を前提とする」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出。
2011年	COP17では、2013年以降も「京都議定書」を延長することが合意された
(平成23年)	が、日本は議定書の批准国ではあり続けるが延長には参加しないことを表
	明。2013年以降の数値目標は設定せず、自主的に削減に取り組むこととな
	った。
2012年	地球温暖化対策基本法案(2010年に国会提出後、継続審議)が廃案。
(平成24年)	COP18では、京都議定書の第2約束期間を2013年から2020年とすること
, ,	などが合意されたが、日本は改めて第2約束期間への不参加を表明。
2013年	COP19で「2020年度までに2005年度比3.8%削減」を新たな目標とするこ
(平成25年)	とを表明。
2014年	COP21で2020年以降の枠組みについて、エネルギーミックスに係る国内
(平成26年)	の検討状況等を踏まえて検討し、できるだけ早期の提出を目指すことを表
(   /3/20- -)	明。
2015年	温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準とする
(平成27年)	「日本の約束草案」を決定。
2016年	地球温暖化対策推進法の改正。(普及啓発の強化や国際協力を通じた地球
(平成28年)	温暖化対策の推進、地域における温暖化対策の効果的な推進等。)
	地球温暖化対策計画を閣議決定。(長期目標として2050年までに80%の排
	出量削減、中期目標として2030年度に2013年度比26.0%削減を目指す。)

### 第2節 愛媛県地球温暖化防止実行計画

#### 1 計画策定の経緯

県では、地球温暖化問題に適切に対応するため、平成8年3月に「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、さらに、平成14年3月には、同計画を見直し、新たに「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定して、県民、事業者及び行政が一体となった温室効果ガスの排出削減対策を推進してきたところである。

また、県自らも一事業者として、県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減を進めるため、平成 13 年 3 月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定(平成 18 年 3 月:第二次計画策定)し、県のすべての機関において、省エネ、省資源対策に取り組んできた。

このような中、平成 20 年 6 月の地球温暖化対策推進法の改正では、地球温暖化に対する地方公共団体のより積極的な取組を促すことを目的に、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市に対し、従前の地方公共団体実行計画を拡充し、新たに区域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を盛り込んだ計画の策定が義務付けられた。

これを受け、本県では、平成 21 年 6 月、地球温暖化対策推進法第 20 条の3の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に着手し、愛媛県環境審議会での審議を経て、平成 22 年 2 月に、これまでの「愛媛県地球温暖化防止指針」と「第二次愛媛県地球温暖化防止実行計画」を統合した、新たな「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定した。

平成27年3月には、この「愛媛県地球温暖化防止実行計画」の改定を行い、新たに対策・施策として、小水力・風力等の再生可能エネルギーの促進、家庭用燃料電池・蓄電池の普及拡大、自転車による「エコ通勤」の推進、環境に配慮したえひめ国体の開催、気温の上昇に対応するための「適応策」等を追加した。

平成 29 年 6 月には、努力目標として据え置いていた県内の温室効果ガス排出量の削減目標について、地球温暖化対策計画等における国の方針を踏まえ、国の目標を 1%上回る「2030年度までに 2013年度比 27%削減」と見直した。

### 2 計画の概要(平成29年6月改定)

目 的	生態系、社会基盤、人の健康をはじめ、県民の生活に多大な影響を与えることが予想されている地球温暖化問題について、愛媛県として適切な対応を行うため、本県の自然的・社会的条件を踏まえた県全体の温室効果ガス排出量の削減計画を示すとともに、「県民の暮らしと両立する低炭素社会の実現」に向けた県の取組方針を明らかにするもの。
計画の位置付け	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公共団体実行計画  県地球温暖化防止実行計画  県民、事業者を含む県の区域全体での温室効果ガス削減計画 【区域施策】  県自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減計画 【事務事業】

### 区域施策に関する事項

基準年及び

【基準年】2013年度

目 標 年

【目標年】長期目標:2050年 中期目標:2030年度

削減目標

- □ 長期目標【目標年:2050年 】 △80%
- □ 中期目標【目標年:2030年度】 基準年比 △27%

#### 長期目標【目標年:2050年】 △80%程度

目標設定の 考 え 方

◆ 国の長期的目標 (80%減) を目指すべき方向性として考慮し、技術革新などの国の長期 的、戦略的な取組みを踏まえながら、検討していく。

#### 中期目標【目標年:2030年度】 基準年比 △27%

- ◆ 国の中期目標(2030年度に 2013年度比で26%削減) エネルギーミックスと整合的 なものとなるよう技術的制 約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標。
- ◆ 国の削減目標の前提となった対策・施策の削減効果を見込むとともに、業務・家庭部門に対する本県の追加的な対策・施策の削減効果、削減努力等を加味して設定。

					(単位	: +t-CO <sub>2</sub> )
	10.11.00	2013		(参考)		
排出源 エネルギー起源二酸化炭素 エネルギー転換部門		(基準年)	削減量	目標排出量	目標削減率 (13→30)	国の目標
エネル	ギー起源二酸化炭素	22,556	5,385	17,171	23.9%	25.0%
	エネルギー転換部門	304	84	220	27.7%	27.7%
Г	産業部門	11,531	750	10,781	6.5%	6.5%
	運輸部門	2,754	760	1,994	27.6%	27.6%
	民生部門	7,967	3,791	4,176	-	-
	業務	5,231	2,500 (418)	2,731	47.8%	39.8%
	家庭	2,736	1,291 (216)	1,445	47.2%	39.3%
非エネ	ルギー起源二酸化炭素	246	16	230	6.7%	6.7%
メタン	,	209	26	183	12.3%	12.3%
一酸	化二窒素	834	51	783	6.1%	6.1%
フロン	/等4ガス	517	130	387	25.1%	25.1%
温室	効果ガス総排出量	24,362	5,608	18,754	-	-
森林	等による吸収源対策		▲843	▲843	- 2	
吸収	分を差し引いた排出量	24,362	6,451	17,911	26.5%	26.0%
その	他県の削減努力	-	-	▲127 (▲127)	-	-
温室	効果ガス削減目標			17,784	27.0%	_

中期目標に関する部門別排出量及び削減目標

《基本理念》

削減目標の産成にたた対策・施策

### 県民の暮らしと低炭素社会が両立する「環境先進県えひめ」の実現

#### 【基本方針 [ ] エネルギー消費の少ない"ライフスタイル"への転換

近年、本県では、世帯数の増加や電化製品の高性能化・多様化等により、家庭でのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量が大きく増加している。

このため、日々の生活の中に「省エネルギー」や「温暖化防止」の視点を取り入れてもらうとともに、これまでのライフスタイルからの転換を促す。

《対策·施策》

◆環境家計簿の普及 ◆クールシェア・ウォームシェアキャンペーンの実施 ◆家庭用燃料電池・蓄電池の普及拡大 ◆省エネ型の消費者行動の促進 ◆自転車を活用したライフス タイルへの変換 等

### 【基本方針Ⅱ】低炭素型の"ビジネススタイル"の実現

本県は、エネルギー多消費型の製造業が多いことから、排出量全体のうち産業部門の割合が高いほか、オフィスのOA化の進展、コンビニエンスストアや郊外型の大型ショッピングセンターの増加等により、民生(業者)部門の排出量が増加している。

このため、事業者が行う省エネ化の取組を積極的に支援するとともに、環境に配慮した産

業の育成を図る。

#### 《対策·施策》

- ▶再生可能エネルギーの導入や省エネ改修等の促進 ▶排出削減量の県独自の認証制度の 創設検討
- ◆省エネルギー・温暖化防止対策に係るインセンティブの検討 ◆自転車による「エコ通 勤」の推進 ◆環境マネジメントシステムの導入支援 等

#### 【基本方針皿】"地球にやさしいエネルギー"の導入拡大

本県から排出される温室効果ガスの9割以上は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼により 発生する二酸化炭素である。

このため、本県の自然的・社会的特性を生かした、再生可能で二酸化炭素を排出しない "地球にやさしいエネルギー"の導入拡大と安定供給に向けた取組を推進することにより、 「脱・化石燃料」を目指す。

#### 《対策・施策》

►バイオ燃料の普及拡大 ►小水力発電の促進 ►風力発電の導入加速化 ►揚水発電やスマートグリッドの活用 ►石炭火力の燃料転換とコージェネレーションの推進 等

#### 【基本方針Ⅳ】低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

個々の家庭や事業所でのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減に向けた取組だけ にとどまらず、中長期的な視点に立ち、地域社会全体で、低炭素社会の実現に向けた仕組み づくりや基盤整備を進め、環境負荷の少ない地域づくりを目指す。

#### 《対策・施策》

- ① 健全な生態系の保全(生物多様性の保全) ▶豊かな自然環境の保全 等
- ② CO2 吸収源としての森林整備の推進 ◆県民参加の森づくりの推進 等
- ③ 循環型社会の構築 ▶3 Rの推進 ▶循環型社会ビジネスの振興 等
- ④ 地域環境の整備 ▶「まちの緑」の保全と緑化の推進 等
- ⑤ 環境に配慮したえひめ国体・えひめ大会の推進

### 【基本方針 V 】環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの構築

地球温暖化防止のためには、県民一人ひとりが環境とのかかわりについての理解と認識を 深め、環境に配慮した行動を継続して実践していくことが大切。

このため、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、県民、事業者、NPO、行政の各主体の連携・協働の下、複層的な取組を展開する。

### 《対策·施策》

- ① 環境教育の充実 →初等・中等教育における環境教育の徹底 等
- ② 環境学習の展開 ▶地域活動のリーダーの育成 等
- ③ パートナーシップの構築 ▶地球温暖化対策地域協議会の設立の促進 等
- ④ 普及啓発の推進 ▶地球温暖化防止キャンペーンの実施 等

#### 【基本方針Ⅵ】地球温暖化への適応の取組み

地球温暖化防止のためには、県民一人ひとりが環境とのかかわりについての理解と認識を 深め、環境に配慮した行動を継続して実践していくことが大切。

このため、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、県民、事業者、NPO、行政の各主体の連携・協働の下、複層的な取組を展開する。

#### 《対策·施策》

▶適応策の方向性の検討 ▶適応に関する意識の向上

事務事業に	関する事項
対 象	県のすべての機関及び指定管理者施設の事務事業
基準年及び 目 標 年	【基準年】2013(H25)年度 【目標年】2018(H30)年度
削減目標	基準年比5%以上削減
削減目標の 達成に向け た 取 組	□ 省エネルギーの推進 (ハード的施策にかかわるもの) ・グリーンニューディール基金による省エネ改修 ・公用車へのエコカー (ハイブリッドカー、電気自動車等) の導入促進 ・エネルギー診断の受診 ・ESCO 事業の導入の検討 □ 省エネルギーの推進 (ソフト的施策にかかわるもの) ・職員個々の取組による全庁的な省エネルギーの推進 ・施設管理面での省エネルギーの推進 ・施設管理面での省エネルギーの推進 ・ がイオマス利活用の推進、自然エネルギー導入の推進 ・ 「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づくグリーン購入の推進 ・ 電子決裁・ペーパーレス化の推進 □ 職員等の意識の向上 ・ 環境マネジメントシステムにおけるエコオフィス活動の取組 ・ 温暖化防止活動の取組状況の庁内 LAN、ホームページへの掲載、職員研修の実施

### 3 県内の温室効果ガス排出状況(2015年度)

### (1) 排出状況 概要

県内の 2015 (平成 27) 年度の温室効果ガスの総排出量は、2,360 万 4 千トン (二酸化炭素換算、以下同じ。) であり、基準年 (2013 年度) と比べ 3.1% (75 万 8 千トン減少している。

なお、旧基準年(1990年度)の総排出量と比較すると23.7%増加している。この要因として、東日本大震災以降、火力発電所の稼働増により発電に伴う二酸化炭素排出量が増加したことなどが挙げられる。

(単位: 千 t -CO<sub>2</sub>、%)

	4							
\	年度	1990	<u>2013</u>	2014	<u>2015</u>			
		10 ## <i>3## Fe</i>	# %# /=			文	付年増減率	
排	出源	旧基準年	<u>基準年</u>			前年度比	基準年比	旧基準年比
二酸	<b></b>	17, 263	22, 801	22, 393	21, 981	△1.8	△3.6	27. 3
	エネルギー転換	290	304	312	305	$\triangle 2.1$	0.4	5. 3
	産業部門	9, 939	11, 531	11, 262	11, 955	6. 2	3. 7	20.3
	運輸部門	2, 958	2, 754	2, 723	2, 703	△0.8	△1.8	△8.6
	民生部門	3, 768	7, 967	7, 836	6, 779	△13.5	△14. 9	79. 9
	業務	2, 220	5, 231	4, 884	4, 146	△15. 1	△20.8	86.7
	家庭	1, 548	2, 736	2, 952	2, 634	△10.8	△3.7	70. 1
	廃棄物	309	246	260	238	△8.5	$\triangle 3.2$	△23. 1
メタ	マン(CH <sub>4</sub> )	340	209	201	216	7. 4 3. 2 $\triangle$ 36. 6		
一画	竣化二窒素(N₂O)	947	834	852	823	$\triangle 3.4$ $\triangle 1.3$ $\triangle 13.1$		
フロ	コン等4ガス※1	533	517	551	584	6.2 13.1 9.7		
	総排出量	19, 084	24, 362	23, 997	<u>23, 604</u>	Δ1.6	<u>∆3. 1</u>	23. 7

## 【京都議定書に基づく本県の排出量】

Ā	森林吸収量 ※2	_	843	686	865	_	_	_
	森林吸収量の 差引後排出量	19, 084	23, 519	23, 311	<u>22, 739</u>	△2. 5	<u>∆3. 3</u>	19. 2

※1 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の4種(三ふっ化窒素については2015年度から算定対象)

※2 京都議定書に基づき算定された本県の吸収量(林野庁算定値)。

人為的な森林の整備や保全など森林経営が行われている森林の吸収量をもとに算出。

【全国との比較】 (単位: 千 t -CO<sub>2</sub>)

		1212						( )	27
			全	国		愛 媛 県			
区	分	2013	2014	前年度から	2015	2013	2014	前年度から	2015
		[基準年]	〔基準年比〕	の変化率	〔基準年比〕	[基準年]	[基準年比]	の変化率	〔基準年比〕
温室郊	カ果ガス	1, 409, 000	1, 364, 000	△2. 9%	1, 325, 000	24, 362	23, 997	△1.6%	23, 604
総排出	量	1, 409, 000	[△3.2%]	△2.9%	[△6.0%]	24, 302	[△1.5%]	△1.0%	[△3.1%]
	産業	432, 000	424, 000	△3.1%	411, 000	11, 531	11, 262	6. 2%	11, 955
酸	生未	452,000	[△1.9%]	△3.1%	[△4.9%]	11, 551	[△2.3%]	0. 2/0	[ 3.7%]
化炭素	運輸	225, 000	217, 000	△1.8%	213, 000	2,754	2, 723	△0.8%	2, 703
素	建制	223, 000	[△3.6%]	△1.0%	[△5.3%]	2, 154	[△1.1%]	△0.0%	[△1.8%]
(主 要 4	業務	278, 000	274, 000	△3.3%	265, 000	5, 231	4, 884	△15. 1%	4, 146
女 4	未伤	278,000	[△1.4%]	△3.3/0	[△4.7%]	5, 251	[△6.6%]	△15.1/0	[△20.8%]
部門	家庭	201,000	189, 000	△5. 3%	179, 000	2, 736	2, 952	△10.8%	2, 634
	<b></b>	201, 000	[△6.0%]	△5.3%	[△10.9%]	2, 730	[7.9%]	△10.6%	[△3.7%]

### (2) 部門別の動向(二酸化炭素・主要4部門)

運輸、民生業務及び民生(家庭)部門では、省エネの進展、電力の排出原単位の改善、自動車燃費の改善等により、基準年と比べて二酸化炭素排出量は減少している。

産業部門では、基準年と比べて石油製品等のエネルギー消費量が増加していること 等により二酸化炭素排出量は増加している。

### 産業部門(工場等)

- ・ 基準年からの主な排出量の増加は、製造業において石油製品等のエネルギー消費 量が増加したこと等による。
- ・ 本県では、全国に比べ産業部門からの排出割合が高く、県内の CO2 排出量の約55%を占めている。(全国では約34%)

### 運輸部門(自動車、船舶等)

・ 基準年からの排出量の減少は、自動車の燃費の改善によるものと考えられる。

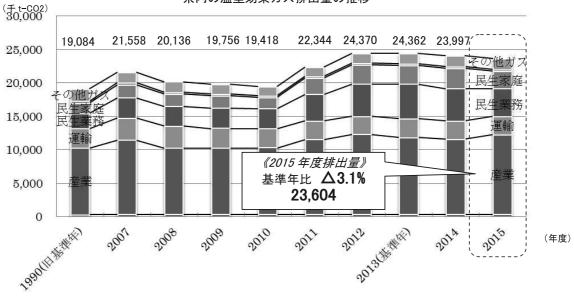
### 民生業務部門(事務所、店舗、公共施設等)

- ・ 基準年からの排出量の減少は、電力消費量の減少と電力排出係数が改善したこと 等による。
- ・ 旧基準年比で比較すると部門別で、最も大きな伸びとなっている。 旧基準年から排出量が増加した要因は、電力排出係数が上昇したこと、事務所や 小売等の延床面積増加により空調・照明設備が増加したこと、オフィスの OA 化の 進展等により電力等のエネルギー消費が増加したこと等による。

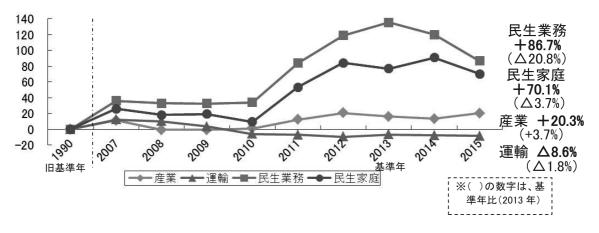
### 民生家庭部門(一般家庭)

・ 基準年からの排出量の減少は、電力消費量の減少と電力排出係数が改善したこと 等による。

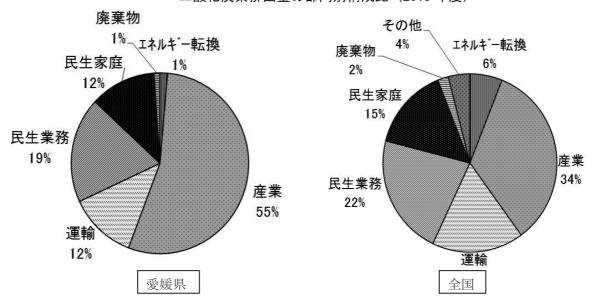
#### 県内の温室効果ガス排出量の推移



### 二酸化炭素排出量の旧基準年(1990)比増減率(主要4部門)



### 二酸化炭素排出量の部門別構成比(2015年度)



## 4 県の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況(2016 (H28) 年度)

(単位: t-CO<sub>2</sub>)

			Ž	25 年度	00 F F	07 F F	00 T F	増減率	
	区	分		(基準年)	26 年度	27 年度	28 年度	基準年比	前年度比
知	事	部	局	13, 065	12, 486	12, 547	12, 907	98.8%	102. 9%
公	営企ӭ	業 管 理	局	18, 854	18, 618	18, 266	18, 797	99. 7%	102. 9%
教	育	委 員	会	9, 579	9, 695	9, 417	9, 524	99. 4%	101. 1%
警	察	本	部	7, 479	7, 111	6, 811	6, 929	92. 6%	101. 7%
指	定管	理 施	設	9, 978	9, 575	9, 447	9, 803	98. 2%	103. 8%
	知事	部局所	f 管	7, 818	7, 530	7, 392	7, 556	96. 6%	102. 2%
	教育氢	委員会所	斤管	2, 160	2, 045	2, 055	2, 248	104. 1%	109. 4%
	合	計		58, 955	57, 486	56, 489	57, 960	98. 3%	102. 6%

<sup>※</sup> 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。県の削減目標は、「自身の削減努力」による数値であることから、電源種別の変動に関わらず、基準年と同一条件で比較。

### 第3節 バイオマス活用の推進

近年、化石資源に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムは、自然 の浄化能力を超える廃棄物や有害物質の排出、さらには、地球温暖化等の深刻な環境問題 を引き起こしている。

このような中、国は、持続的に発展可能な循環型社会システムの構築を目指して、大気中への二酸化炭素排出量を増加させることなく、再生が可能な資源であるバイオマスの利活用を進めるため、平成14年12月に、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定し、バイオマスの生産から、収集・輸送、変換、利活用にわたる、様々な施策を推進してきた。さらに、平成21年9月12日にバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)を施行し、翌22年には、今後取り組むべき施策の基本的方針などを定めた「バイオマス活用推進基本計画」を策定した(平成28年9月変更)。

本県では、平成 16 年 6 月に「えひめバイオマス利活用マスタープラン」(目標年度 22 年度)を策定し、バイオマスの多角的利活用を促すため、本県の地域特性を活かしたバイオマスとその活用形態を提案した。また、16 年 11 月に「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設立するなど、資源・エネルギーの持続可能な循環型社会システムの構築に取り組んでいる。

#### 1 愛媛県バイオマス活用推進計画

県は、「えひめバイオマス利活用マスタープラン」の進捗状況を踏まえるとともに、 国の「バイオマス活用推進基本計画」や最新の活用技術などを考慮して、平成24年6月 に「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定(平成30年5月改定)し、県民への周知を 図っている。

#### 2 愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会

県内において、バイオマス資源の生産の促進、収集・運搬の効率化、利活用技術の開発・普及、バイオマス製品の生産・流通・消費の拡大等の取組が総合的・効果的に展開されるよう、平成16年11月16日に愛媛県環境創造センター所長を会長とした「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」を設置し、関係機関・団体間の情報交換、連絡調整等を図っている。

愛媛県バイ	′オマス利活用	促進連絡協議会	⋛の開催	(平成29年度)
25C 20X 21X 1			ユマノコエコモ	\   /%U/

年月日	内容	出席者数
	先進地視察	
30. 2. 8	・木質バイオマス発電所(松山市大可賀)	39 名
	・バイオディーゼル燃料利用施設(東温市学校給食センター・東温市南方)	
	講演	
	・「全国におけるバイオディーゼル燃料の利用状況について」	
30. 2. 9	全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会	61 名
	・「木質バイオマス発電所の概要について」	
	合同会社えひめ森林発電 職務執行者 和田浩一	